

令和4年6月16日
子ども・子育て会議

子どもに関する総合計画策定の考え方

中野区子ども教育部子ども・教育政策課

1 計画策定の趣旨

- 「中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の計画期間（令和2年度から令和6年度）の中間年に当たり、区の乳幼児人口の推計や保育施設等の需要を精査することにより、幼児期の学校教育・保育等の需要見込み及び確保方策の見直しを図る
- 中野区基本構想及び中野区基本計画との整合性を図る
- 子どもの貧困対策、若者支援、子どもの権利保障の推進など、新たな課題に対応する

2 計画の位置付け

中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画とします。

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- (4) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- (5) 中野区子どもの権利に関する条例に基づく「推進計画」

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

※ただし、2(1)の子ども・子育て支援事業計画に係る部分については、法定の計画期間である令和5年度から令和6年度までの2年間とします。

4 意見聴取等

- 中野区子ども・子育て会議、中野区子どもの権利委員会での審議
- 区民及び関係団体との意見交換、パブリック・コメント手続の実施
- 子どもからの意見聴取

⇒計画の策定に当たっては、子どもを含め広く区民等から意見を聴取します。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月	計画(骨子)の決定
	子ども・子育て支援事業計画(第2期)令和3 年度事業実績の取りまとめ
12月	計画(素案)の決定 意見交換会の実施
令和5年 1月	計画(案)の決定 パブリック・コメント手続の実施
3月	計画策定